

かわさき健康づくりセンター運営費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、川崎市補助金等の交付に関する規則に定めがあるもののほか、公益社団法人川崎市医師会（以下「医師会」という。）が、市民の健康の保持、増進及び公衆衛生の向上を図るにあたり、かわさき健康づくりセンター（以下「センター」という。）を円滑で安定的に運営するために、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（交付の対象）

第2条 補助金の交付の対象は、次の各号に掲げる事業とする。

- （1）施設等貸出事業
- （2）市民の健康づくり支援事業
- （3）前2号に定めるもののほか、センターの管理運営に係る事業及び第1条に定める目的の達成のために必要な事業

（交付額の算定方法）

第3条 補助金の交付額は、前条に規定する事業に係る経費の総額から、センターの管理運営に係る事業収入額及びその他の収入額を控除して算定される額とする。

（申請手続）

第4条 医師会は、補助金の交付を申請するときは、かわさき健康づくりセンター運営費補助金交付申請書（第1号様式）に当該年度のセンターの事業計画書及び収支予算書その他市長が必要と認める書類を添付して、毎年度4月3日までに市長に提出しなければならない。

（交付決定及び決定通知）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、その内容を医師会に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第6条 補助金の交付については、センターの管理運営業務上、必要と認められる場合は、概算払いにより交付することができる。

2 市長は、補助金の交付について、予算執行の都合により分割して行うことができる。

3 前項の規定に基づき、分割して交付する場合は、前条の規定に準じ、医師会に通知するものとする。

4 市長は、交付決定した補助金の支払いにあたり、医師会からの適法な請求に基づき、医師会が指定する金融機関に振込むものとする。

(変更申請手続)

第7条 医師会は、第5条に規定する交付決定後の事情により補助金の交付額に変更が生じる場合には、その理由を示すとともに、第4条の規定に基づく申請手続に準じて変更申請を行うものとする。

(市内中小企業者への優先発注)

第8条 医師会は、補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

(実績報告)

第9条 医師会は、当該事業終了後速やかに、次に掲げる書類を市長が定める日までに提出しなければならない。

(1) 実績報告書(第2号様式)

(2) 発注実績報告書(第3号様式)

(3) 入札(見積り)が行えないことに係る理由書(第4号様式)

2 前項第2号に定める発注実績報告書(第3号様式)については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、前条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 医師会は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書(第5号様式)を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は医師会に対して直近の4月1日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 本条第1項第3号に定める入札(見積り)が行えないことに係る理由書(第4号様式)については、前条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

(額の確定及び精算)

第10条 市長は、前条の報告があったときは、内容を審査し、交付条件に適合すると認めたときは、第3条に基づく算出方法により補助金の額を確定し、精

算を行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、医師会が次のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 第8条又は第9条の規定に違反したとき。
- (4) その他法令、条例又はこの規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。

(返還)

第12条 市長は、第10条の規定に基づき、補助金の額を確定した場合、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該超えている補助金の額について返還を命じるものとする。

2 市長は、前条の規定に基づき、補助金の交付の決定を取消し、又はその決定の条件を変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和2年

度の予算に係る補助金等から適用する。

(第1号様式)

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者住所

申請者名

印

かわさき健康づくりセンター運営費補助金交付申請書

かわさき健康づくりセンター運営費補助金交付要綱に基づき、かわさき健康づくりセンターの円滑で安定的に運営し、市民の健康の保持、増進及び公衆衛生の向上を図るため、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 添付資料

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(第2号様式)

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者住所

申請者名

印

かわさき健康づくりセンターの運営に係る事業実績報告書

かわさき健康づくりセンター運営費補助金に係る事業実績について、関係書類を添えて報告します。

●添付資料

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

発注実績報告書

川崎市長 様

所在地 〒 _____

企業・団体名 _____

代表者 職名 _____

氏名 _____ 印

年 月 日第 号で交付決定された事業について、かわさき健康づくりセンター運営費補助金交付要綱第9条第1項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名 _____

2 発注実績 (別添とすることも可)

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。(単位：円)

	契約日	契約種別 (工事、委託、物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

3 添付書類

(1) 上記、契約結果の分かる書類の写し

(2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札(見積り)が行えないことに係る理由書

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**(原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業)

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

1. 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

2. 発注先

3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

(※辞退届を含む。)

4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

- (6) の理由を選択した場合、その事由内容

--

かわさき健康づくりセンター運営費補助金交付要綱第9条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登録簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

企業・団体名 _____

代表者 職名 _____

氏名 _____ 印

(第5号様式)

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

(あて先)

公益社団法人川崎市医師会

代表者 _____

住 所

商号又は名称

(ふりがな)

代表者職氏名

印

資本金の額 円

職員総数 人

(※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。)